

最近のトピック

労働施策総合推進法の一部改正による従業員保護の義務化（令和7年以降改正予定）

- ❏ 顧客による店員への理不尽な要求や著しい迷惑行為など(いわゆるカスタマーハラスメント)に関して、事業主が適切に対応するための必要な措置を企業に義務付けることを、国で検討しています(15ページ参照)。

健康保険・厚生年金保険適用の拡大（令和6年10月1日～）

- ❏ 賃金が一定額以上の短時間労働者において、従業員101人以上の企業に2か月を超えて雇用される見込がある場合、社会保険に加入することになっておりましたが、従業員が「51人」以上の企業も対象になりました(27ページ参照)。

フリーランス新法の施行（令和6年11月1日～）

- ❏ フリーランスの方と企業など発注事業者との間の取引の適正化とフリーランスの方の就業環境の整備を図ることを目的として法律(フリーランス・事業者間取引適正化新法(フリーランス新法))が施行され、フリーランスの方も労災保険に加入できるようになります(30ページ参照)。

雇用保険法の改正

- ❏ 教育訓練給付金について、受講費用の一部を雇用保険で給付していますが、特定一般教育訓練と専門実践教育について、賃金増加や資格取得を条件とした追加給付制度(受講費用の10%を給付)が新設されました。(令和6年10月1日～、22ページ参照)。
- ❏ 自己都合で退職した者が、職業訓練を自ら受けた場合は、雇用保険の基本手当の給付制限期間が2か月から1か月に短縮されます(令和7年4月1日～、23ページ参照)。

※雇用保険法は上記の内容以外についても順次改正を予定しています。